

何等ノ修正ヲ施サズ各廳職員ノ危篤又ハ退官ノ際ニ於ケル任用等ノ特例ニ付テハ親任官ハノ任用ニ適用セザル旨ヲ明カナラシムベク修正ヲ求ムルコトトシ政府ニ於テ修正應諾ノ上ハ他ノニ件ト共ニ此ノ儘可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決ス(十一月二十一日右修正案ノ御下付アリ)

仍テ清水委員長閉會ヲ宣ス  
(午後四時五十分閉會)

國民學校令等戰時特例第一回審査委員會

昭和十八年十二月二十七日(月曜日)本院  
事務所ニ於テ開會

出席者

原 議 長

審査委員長

鈴木副議長

審査委員

清水顧問官

大臣

南(弘)顧問官

菅原顧問官

松浦顧問官

潮顧問官

林顧問官

深井顧問官

二上顧問官

眞野顧問官

三土顧問官

岡部文部大臣

説明員

森山法制局長官

入江法制局参事官

荒木法制局参事官

菊池文部次官

藤野文部省總務局長

永井文部省專門教育局長

阿原文部省國民教育局長

伊藤文部書記官

西崎 文部書記官  
榎田 文部書記官

福田 文部事務官

腰原 大東亞事務官

本田 朝鮮總督府書記官

西村 臺灣總督府文書局長

堀池 在滿教務部長

堀江 書記官長

諸橋 書記官

高辻 書記官

(午後一時四十分開會)

鈴木 審査委員長開會ヲ宣ス

岡部 文部大臣ヨリ本案ノ趣旨ニ付、堀池 文部次

官ヨリ勅令案ノ内容ニ付夫々説明アリ

清水 委員ヨリ

(一) 學齡ヲ一年低下セシメルコトニ對スル文

部當局ノ所見ヲ奉メ、堀池 文部次官ヨリ相當

考究ニ値スルコトニシテ豫々調査シツツア

ルモ未だ是非ノ結論ニ到達セザル旨、

(二)基礎研究ハ大學ニ於テ、應用教育ハ高等専門學校ニ於テ爲スヲ可トスベク、此ノ見地ヨリ兩者ノ區別ヲ設ケ學校整理ノ基準ト爲スベシトシ岡部文部大臣ヨリ今後研究ノ要アリト思料セラルルモ本案ハ戰時特例ニシテ根本的研究ノ結果ニ由レルモノニ非ザル旨、  
(三)音樂、繪畫等藝術ノ爲ノ教育ハ之ヲ蔑ニスルコトナリ特ニ天才ヲ發揮セシムルコトニ付相當考慮ヲ拂フベシトシ當局ノ所見ヲ奉メ

菊池文部次官ヨリ一國文運ノ發展ヲ左右スルコト多キガ故ニ決シテ之ヲ蔑ニスルモノニ非ズ天才ノ育成ニ付テハ着眼ノ仕方、訓育ノ施設方法ニ宜シキヲ得ルヲ要シ此等ノ點ニ相當研究ヲ要スル旨、

(四)大學ノ教授ニ對スル本俸ハ概シテ少ク講座給ヲ以テ之ヲ補フ實情ニシテ講座ヲ失ヒタル際本俸ノミトスルハ當ヲ失スト爲シ之ニ對スル當局ノ措置ヲ問ヒ永井文部省専門教育局長ヨリ講座給ハ實際上俸給ト見テ差

支ナキ現況ニ在ルモノナルガ之ヲ本俸ニ改  
メザル所以ハ講座ハ學問ノ單位ニシテ學問  
ノ進歩ニ寄與セシムルノ見地ヨリ存置セラ  
レ而シテ之ガ存置アル以上之ガ爲ニ講座給  
ヲ給スルコトモ意味ナキコトニ非ズト思料  
セラルルニ由ルモノニシテ遽ニ之ヲ廢止ス  
ルコトハ考慮<sup>慮</sup>シ居ラザル旨 夫々答辯アリ  
鈴木審査委員長本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣  
ス

(午後二時五十分閉會)